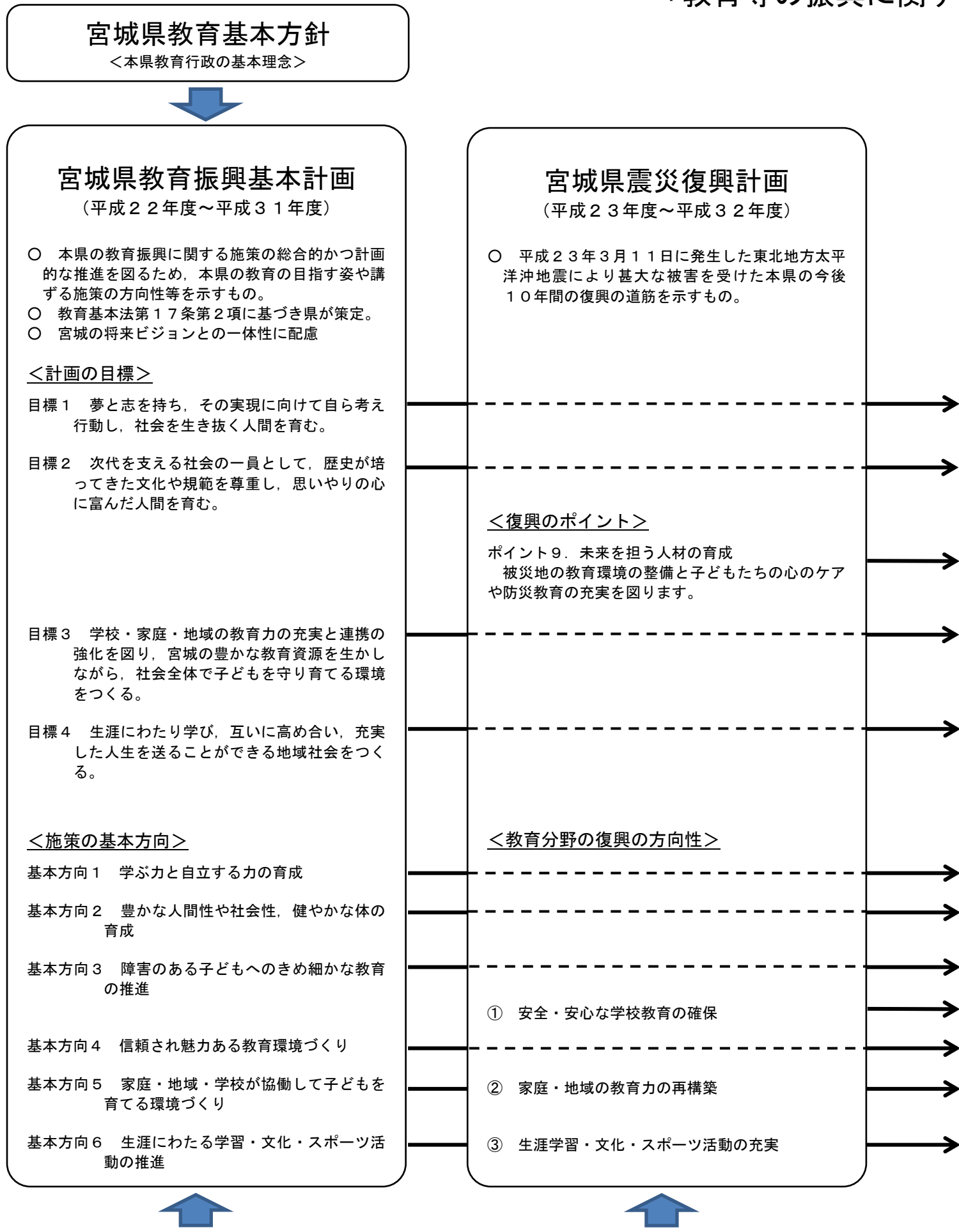


「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）



「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）

- 本県の教育の目標や施策の根本的な方針を示すもの。
- 地教行法第1条の3に基づき、知事が策定するもの（総合教育会議で教育委員会と協議）。
- 宮城県教育振興基本計画を土台に、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画を一体的に整理し、反映。
- 宮城県教育振興基本計画の『計画の目標』を『基本方針』、『施策の基本方向』を『基本目標』とし、再整理。

基本方針
1 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育みます。
2 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育みます。
3 被災地の教育環境の整備を進めるとともに、子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。
4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。
5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくります。

基本目標
1 学ぶ力と自立する力の育成
2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成
3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進
4 被災地における安全・安心な学校教育の確保
5 信頼され魅力ある教育環境づくり
6 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり
7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進